

令和6年12月25日
福岡市教育委員会

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

公物窃取について

1 職 員 東区 市立小学校 教諭 (20代)

2 処分の内容 懲戒免職

3 処分事由

当該職員は、令和6年8月12日（月）から同年9月7日（土）までの間に、所属校の物品であるデジタルカメラ2台、ポータブルアンプ1台及びタブレット端末4台の計7点を無断で持ち出し、質に入れた。

4 管理監督者への処分

(1) 管理監督者 東区 市立小学校 校長 (50代)

(2) 処分の内容 戒告

(3) 処分事由 部下職員に対する指導監督が不十分であった。

5 その他職員への措置

校長を補佐して管理監督を行う職責を十分に果たしているとは言えなかったとして、所属校の教頭2名に対し、それぞれ「口頭訓戒」の措置を行った。

【問い合わせ先】

服務指導課長 重村、服務指導係長 井手

電話：711-4813（内線：3664）